

令和2年度 第二種奨学金（短期留学）採用候補者の推薦について

1. 申込資格

国内の学校に在籍中のまま、令和2年度中に海外の大学・大学院・短期大学に短期留学をする者で、下記のいずれかの条件で留学する場合。

- (1) 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること
- (2) 取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること
- (3) 大学院在籍中の学生の研究のための留学（研究留学）で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること

2. 貸与期間

3ヶ月以上1年以内で、本機構で認めた留学の期間

※ダブルディグリー・プログラムで学位取得に1年以上の期間を必要とする場合は、2年以内で本機構の認めた留学の期間

3. 申込・推薦期間等

回	留学開始月	申込期間 (スカラネット入力期間)	推薦期間 (スカラAC入力期間)	書類提出期限	採用候補者 決定時期
第1回	令和2年 4月～7月	令和元年12月13日(金) ～令和2年1月23日(木)	令和元年12月14日(土) ～令和2年1月24日(金)	令和2年 1月24日(金)	令和2年 2月下旬
第2回	令和2年 8月～11月	令和2年4月1日(水) ～5月21日(木)	令和2年4月2日(木) ～5月22日(金)	令和2年 5月22日(金)	令和2年 6月下旬
第3回	令和2年12月～ 令和3年3月	令和2年8月1日(土) ～9月24日(木)	令和2年8月2日(日) ～9月25日(金)	令和2年 9月25日(金)	令和2年 10月下旬

注1. 各学校への推薦依頼は今回3回分を一括して行うため、第2回以降については個別に通知は行いません。

注2. 「留学開始月」とは留学プログラム又は授業の開始月を指します。

注3. 推薦書類は、期限当日の消印まで受け付けます。

4. 学生への配付書類

学生への配付書類は下記の①②となりますが、今回同封数は学校での確認用（見本）として利用いただけるよう部数を限定しています。希望者への配付にあたっては、「奨学金関係書類送付依頼書」（奨学関係 願・届 様式集に掲載）により本機構へ必要部数を請求してください。

- | |
|---|
| ① 「貸与奨学金案内（短期留学予約） 奨学金を希望する皆さんへ」
（スカラネット入力下書き用紙在中）
今回同封数：大学用2部、大学院用2部（大学院を設置している大学のみ） |
| ② 「第二種奨学金（短期留学）確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」
今回同封数：2部（大学院を設置している大学は4部） |

5. 申込・推薦について

- (1) 申込・推薦にあたっては、「令和2年度 第二種奨学金（短期留学）推薦事務のてびき」を参照してください。同てびきは、12月上旬に奨学金事務担当者ホームページに掲載予定です。
奨学金事務担当者ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogaku_tantosha/
奨学金事務担当者ページ（大学・大学院・短大・高専・専修学校専門課程）>海外貸与>2020年度予約>第二種奨学金（短期留学）
- (2) 各回の推薦期間内に、希望者の申請書類等を受付・審査し、スカラACにより推薦してください。また、「令和2年度 第二種奨学金（短期留学）採用候補者推薦書」（「令和2年度 第二種奨学金（短期留学）推薦事務のてびき」内掲載）を作成のうえ、推薦にかかる書類を取りまとめ、各回の書類提出期限までに本機構宛送付してください。

6. 採用候補者決定通知の送付について

各回の採用候補者決定時期に「採用候補者決定通知」等を該当校へ送付します。

7. 留意点

募集及び推薦にあたっては、以下の点に特にご留意ください。

(1) 貸与中の第二種奨学金（国内）の取扱いについて

- 「第二種奨学金（国内）」と「第二種奨学金（短期留学）」は、同時に貸与を受けることはできませんので、「留学時特別増額貸与奨学金」を希望しない場合は、「第二種奨学金（短期留学）」を申し込む必要はありません。
- 「留学時特別増額貸与奨学金」を希望する場合は、「第二種奨学金（短期留学）」の申込みが必要です。「第二種奨学金（短期留学）」を希望せず、「留学時特別増額貸与奨学金」のみの申込みはできません。

区分	貸与中の「第二種奨学金（国内）」取扱い
留学時特別増額貸与奨学金を希望しない	「第二種奨学金（国内）」を継続貸与 ※ 留学中の学籍上の身分が「休学」となる場合は「留学奨学金継続願」の提出が必要です。
留学時特別増額貸与奨学金を希望する	「休止」又は「辞退」して、「第二種奨学金（短期留学）」に申込み

- (2) 採用決定後、留学期間中に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」を提出することになるため、提出書類や提出期限について、事前に指導いただくようお願いします。
- (3) 本奨学金の希望者が学校の短期留学派遣制度の利用希望者である場合、当該派遣制度の採否が決定する前であっても、当該学生の申込・推薦を行っていただき差し支えありません。ただし、当該派遣制度に不採用となったときは、本奨学金を辞退することとなります。
- (4) 第二種奨学金の貸与期間制限について
過去に第二種奨学金の貸与を受けた者が、同一学校区分で再度申込みした場合、貸与期間が制限されたり、貸与を受けられないことがあります。詳細については、「令和2年度 第二種奨学金（短期留学）推薦事務のてびき」をご参照ください。

8. 書類提出先及び本件照会先

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 海外貸与係

TEL：03-6743-6040 FAX：03-6743-6669